

特別研究会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人生産技術研究奨励会(以下「本会」という。)特別研究会会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込)

第2条 特別研究会会員になろうとする者は、所定の入会申し込み書により、申し込むものとする。

(会費)

第3条

(1) 会費は、各特別研究会ごとに定めるものとする。

(2) 会費は、請求後 1 ヶ月以内にその年度の会費を納入するものとする。

(3) 既納の会費は、返還しないものとする。

(期間)

第4条 期間は、4 月 1 日(途中入会の場合は入会日)から翌 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(退会)

第5条 特別研究会会員は、退会しようとするとき、その旨を書面にて本会に届け出なければならない。

(除名)

第6条 特別研究会会員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。

(1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為のあったとき

(2) 定款または理事会もしくは評議員会の決議に違反した行為があつたとき

(3) 会費の納入を怠ったとき

附則

この規則は、平成 19 年 3 月 30 日に決定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に、財団法人生産技術研究奨励会の特別研究会会員となっている者については、特段の申し出がない限り、この規則に基づいて一般財団法人生産技術研究奨励会の特別研究会会員になったものとみなす。